

工学院大学体育会規約

第一章 総則

- 第一条 本会は工学院大学体育会と称する。
- 第二条 本部を工学院大学八王子校舎18号館4階体育会室とする。
- 第三条 本会は工学院大学体育会系の部活及び同好会を統合し、体育活動を通じ心身を錬磨し、会員相互の親睦をはかり、並びに体育会系部・同好会の発展に寄与することを目的とする。
- 第四条 本会は体育会系部・同好会に所属する部員をもって会員とする。
- 第五条 本会の運営の為に、役員会を置く。

第二章 組織・機構

- 第六条 本会は体育会系部・同好会を置く。
- 第七条 役員会は本部役員会・名誉役員会によって構成される。

第三章 本部役員会・名誉役員会

- 第八条 役員会は運営を優先し、体育会員であるかどうかは問わない。
- 第九条 本部役員会には各部・同好会から代表者1名以上が在籍していなければならない。
- 第十条 本部役員会に1年以上、在籍した者を名誉役員と称する。
- 第十一条 名誉役員会は名誉役員によって構成される。
- 第十二条 本部役員会に以下の役職を置く。

副会長 2名程度 会計補佐 1名以上 グッズ製作 4名程度

ホームゲームデイ 4名程度 如欄作成 5名程度 体育祭委員 5名程度

- 第十三条 名誉役員会に以下の役職を置く。

会長 1名 会計 1名

- 第十四条 役職に就いていない名誉委員は、役員会運営を円滑にするための助言を行わなければならない。
- 第十五条 本部役員と役職に就いている名誉役員をまとめたものが役員名簿である。

第四章 任期

- 第十六条 それぞれの役員の任期は原則として、毎年12月末日に更新される。

第五章 事業

- 第十七条 本会は以下の事業を行う。
1. 全学生を対象とする体育大会・各種の運動競技大会
 2. 体育会誌「如蘭」の発行
 3. 各部の対外試合
 4. 体育会に関する正式な記録の保存
 5. その他、本会の目的達成に必要な事業

第六章 体育会総会

- 第十八条 体育会総会（以下総会）は本会の最高機関であり、本会員をもって構成する。
- 第十九条 総会は原則として年1回開催し、会長がこれを招集する。ただし、会員の3分の1の署名があった場合、主将会議で必要と認めた場合、役員会全員が必要と認めた場合、直ちに臨時総会を開催する。
- 第二十条 総会は会員の4分の1以上の出席をもって成立とし不成立の場合は、3週間以内に再招集する。ただし、部の代表者としての出席した者がいる場合、その者の出席によりその者の所属する部の会員全員の出席を満たすものとする。
- 第二十一条 総会の運営は役員会が行う。
- 第二十二条 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長がこれを決定する。ただし、会長は票決に加わらない。
- 第二十三条 総会においては次の事項を審議する。
1. 規約の改正
 2. 主将会議にて決議した事を決定した事項について
 3. その他委員会に提出された議案
- 第二十四条 総会の開催は1週間前には公示する。ただし緊急の場合を除く。

第七章 主将会議

- 第二十五条 主将会議は各部主将、及び役員会で構成される。
- 第二十六条 本会議は会長が必要と定めた場合招集する。ただし、各部から3分の1の要請があった場合、会長はこれを招集しなければならない。
- 第二十七条 本会議は各部主将の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 第二十八条 本会議においては、以下の事項を審議する。
1. 細則の決定
 2. 役員会より提出された議案
 3. その他、本会の目的達成のために必要な事項

第八章 連絡

- 第二十九条 各部・同好会からの役員会への代表者は、密接に連絡を取り合う上で、開催される役員会に参加しなければならない。
- 第三十条 代表者の交代は、正当な理由である場合のみ認める。
- 第三十一条 代表者が退部・退会した場合、前九条を満たす為に、各部・同好会は役員会への代表者を改めて選出しなければならない。
- 第三十二条 部員数が5名未満の部及び同好会は、前九条の例外とする。
- 第三十三条 各部・同好会の役員会への代表者は、自身の所属する部・同好会の不備を公平な立場で役員会に報告しなければならない。

第九章 廃部・休部・除名・懲戒

- 第三十四条 以下のような場合、各部・同好会は役員会と主将会議の審議をもって廃部・休部・除名・懲戒を言い渡される。

1. その部・同好会において、活動が不活発であると認められた場合。
2. 本規約に違反した場合。
3. 本会の名誉を著しく棄損した場合。
4. 部・同好会として不適切な行為があった場合。
5. 部員が0名の場合。

第三十五条 前三十三条において、対応する際に開催される主将会議において、対象となる部・同好会の主将は、審議における議決権を持たない。

第十章 同好会

第三十六条 同好会を設立する場合は、以下の事項を満たす。

1. 部員数が10名以上であること。
2. 部長・会計がいること。
3. 役員会・主将会議において、3分の2以上の賛成を得る事。
4. 本学に在籍する他の部活動と活動が重複してはならない。

第三十七条 同好会で問題が発生した場合は、役員会がこれに対応する。

第三十八条 同好会から部へ昇格するには、以下の条件を満たす。

1. 体育会同好会として活動年数が2年以上であること。
2. 部員数10名以上かつ、1～3学年が3名以上在籍している。
3. 部長・会計・支部部長がいること。
4. 顧問がいること。
5. 役員会・主将会議及び自治委員会において、総括・方針及び予算案を説明し、3分の2以上の賛成を得ること。

第十一章 解散

第三十九条 役員会は主将会議又は体育会総会で不信任決議がされた場合、解散する。会長は14日以内に主将会議を招集し、新役員を選出する。

第十二章 付則

第四十条 その他の事態が起こった場合、役員会がこれを審議し、会長がこれを処分する。

第四十一条 役員会は自らが体育会役員である事に誇りを持ち、常に努力する。

第四十二条 本規約は2023年6月16日より施行される。